

告 示

埼玉県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和五年三月三日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 川 真一郎

埼玉県監査委員 新 井 豪

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
農林部	川越農林振 興センター	令和4年12月16日 (第372号)	令和4年度に締結した「令和4年度公用車修繕」について、契約金額が50万円以上であるにもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかったのは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を所内に周知するとともに、次の取組により、事務処理の適正化を図った。 1 所内の全職員を対象に契約に関する研修を実施し、財務規則等への理解を深めることにより、適正な事務処理の執行を徹底した。 2 財務に関するチェックシート（歳出編）に契約書や請書についての確認項目を追加することにより、手続が適正に行われていることを確認する体制を整えた。